広島地方裁判所

令和２年４月１日施行の民事執行法改正により、入札制度が変わりました。

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※１

が入札書ごとに必要になります。※２，※３

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

（宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。）

※１　陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
※２　入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※３　記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
①　住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。
②　自己資金で入札する場合は、陳述書１枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある□にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

令和　８年（ケ）第　　１２８号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　９日
広島地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　吉　田　智　美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　４日　午前１０時００分 広島地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２４日　午後　３時００分 広島地方裁判所民事第４部
特別売却実施期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月　８日　午後　４時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，株式会社商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 （注）現金，小切手は保証として認めない（特別売却を除く）。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　９日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	14,785,000 11,828,000		2,960,000	69,037	16,586
備考					

令和　8年（ケ）第　　１２８号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　広島市中区鶴見町４番地９

建物の名称　　鶴見町マンション

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　鶴見町４番９の１００１

建物の名称　　１００１

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　１０階部分　５６．３４平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　広島市中区鶴見町４番９

地　　目　　宅地

地　　積　　２９１．３４平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１２万６３８１分の６２２２

令和　8年（ケ）第　　１２８号

物　件　明　細　書

令和　8年１０月　１日
広島地方裁判所民事第４部
裁判所書記官　吉　田　智　美

1　不動産の表示

【物件番号１】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号１】

賃借権

範　囲　　全部
賃借人　　A
期　限　　定めなし
賃　料　　１か月９万円
賃料前払　１か月分
敷　金　　３６万円（売却基準価額は，左記敷金の返還義務を考慮して定められている。）
保証金　　なし

上記賃借権は最先の賃借権である。

4　物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号１】

なし

5　その他買受けの参考となる事項

【物件番号１】

管理費等の滞納あり。

《 注　　意　　書 》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ケ）第　　１２８号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　広島市中区鶴見町４番地９

建物の名称　　鶴見町マンション

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　鶴見町４番９の１００１

建物の名称　　１００１

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　１０階部分　５６．３４平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　広島市中区鶴見町４番９

地　　目　　宅地

地　　積　　２９１．３４平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１２万６３８１分の６２２２

令和 8 年(ケ)第１２８号
令和 8 年 9月 4日受理
令和 8 年 9月15日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　１２８号

物　件　目　録

１（一棟の建物の表示）

所　　在　　広島市中区鶴見町４番地９

建物の名称　　鶴見町マンション

（専有部分の建物の表示）

家屋　番号　　鶴見町４番９の１００１

建物の名称　　１００１

種　　類　　居宅

構　　造　　鉄筋コンクリート造１階建

床　面　積　　１０階部分　５６．３４平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号　　１

所在及び地番　広島市中区鶴見町４番９

地　　目　　宅地

地　　積　　２９１．３４平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号　　１

敷地権の種類　所有権

敷地権の割合　１２万６３８１分の６２２２

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島市中区鶴見町４番１０－１００１号
建物	物件　1
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　　■その他の者 上記の者が本建物を　住居　として使用している ■「占有者及び占有権原」のとおり
管理費等の状況	■次のとおり 管理費　　１０９００円 修繕積立金　　２３９５０円 令和８年９月１０日現在 □滞納はない ■滞納がある 令和８年３月分～令和８年９月分 計２９万３０７１円 （うち損害金　　１万２２４１円） （うち弁護士費用３万６８８０円） □不明
管理費等照会先	株式会社第一ビルサービス
その他の事項	
敷地権	符号　1
現況地目	■宅地（符号　1）　□公衆用道路（符号　　）　□雑種地（符号　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
敷地権の種類	■所有権（符号　1）　□地上権（符号　　）　□賃借権（符号　　） □　　（符号　　）
その他の事項	符号１土地は南側が広島市道（中１区２３２号線）に接面している。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 保管開始日　平成　　年　　月　　日
敷地権以外の土地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■A（賃借人）
占有状況	□敷地 □駐車場 □ ■居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（■A（占有者） □ （ ））の陳述／■提示文書（住宅賃貸借契約書）の要旨

占有権原		■賃借権 □使用借権 □
占有開始時期		平成１２年３月１６日
最初の契約等	契約日	平成１２年３月１６日
	期間	平成１４年４月１日から □ 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種別		□合意更新 □自動更新 ■法定更新
現在の契約等	期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 □その他の者（ ）
	借主	■占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎月 金９万円（毎月末日限り 翌月分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		□ない ■ある（■敷金 ３６万円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		

執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ 賃借人A	1　本件建物では私と元配偶者の二人で生活しています。 2　本件建物の所有者との間の賃貸借契約の内容は、提示した契約書のとおりです。 3　本件建物内で鳩を１匹飼育しています。 4　本件建物に特段の不具合はありません。

（執行官の意見用）

執行官の意見

本件建物の状況は別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図（見取図）及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況等から、本件建物には関係人の陳述に沿った形の占有が認められた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
令和8年9月4日（金） 15：30－	当庁	管理会社に滞納管理費等照会書送付 （返送用郵券１１０円添付）
令和8年9月7日（月） 14：00－14：15	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年9月7日（月） 14：30－14：45	広島法務局	公図、建物図面、登記事項要約書等交付申請
令和8年9月8日（火） 15：20－15：45	物件所在地	賃借人Ａと面談 占有関係調査、形状調査、写真撮影（評価人同行）

（特記事項）

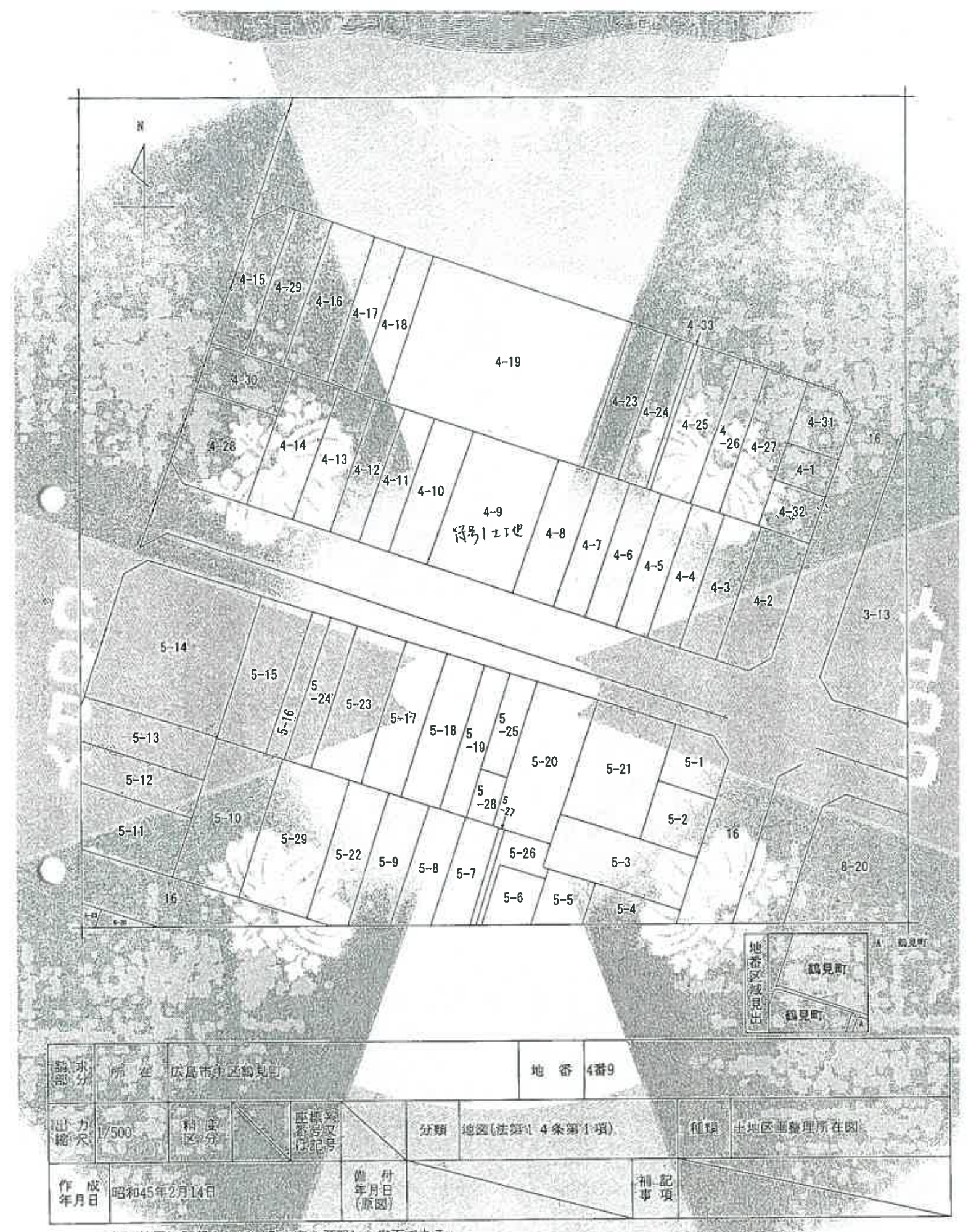
□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年9月7日
広島法務局

登記官

請求番号：52-1
(1/1)

縮小(A3→A4)

公用

公用

登記年月日：平成6年2月23日

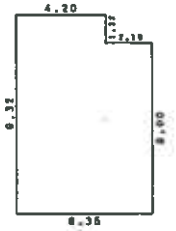
411117　各階平面図

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年9月7日
広島法務局

登記官

家屋番号	鶴見町 4-9-1001
建物の所在	広島市中区鶴見町4番地9

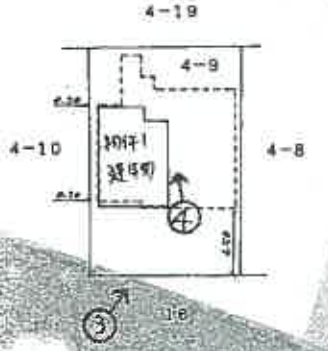
建物図面
各階平面図
H6.2.23



求積表

4.20	x 1.32 =	5.544000	
6.35	x 8.00 =	50.800000	
	計	58.344000	

床面積　58.34㎡



建物の存する部分　1.0階

作製者	土地家屋調査士	縮尺	1/250	申請人		縮尺	1/500

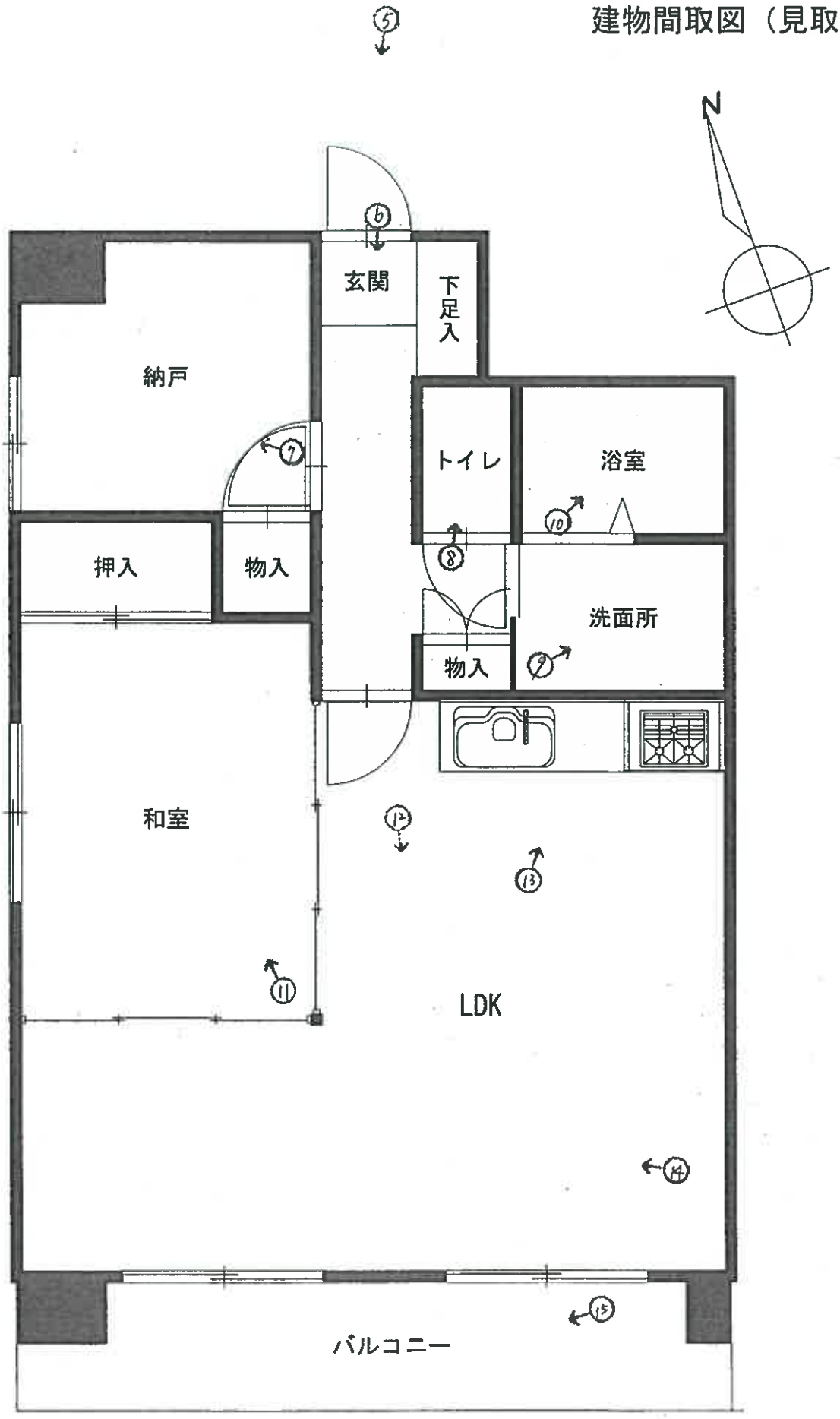
（広島県土地家屋調査士会用紙）

縮小（A3→A4）

請求番号：52-2

凡例 ○→ 写真撮影方向

建物間取図（見取図）



凡例 ○→ 写真撮影方向

写真１



写真２



写真３



写真４　エントランス



写真５



写真６



写真７



写真８



写真９



写真１０



写真１１



写真１２



写真１３



写真１４



写真１５



令和　8年(ケ)　第　128号
令和　8年　9月　8日 現地調査
令和　8年　9月18日 評　　価

広島地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士
浦　信一

第１　評価額

番号	評　価　額
物件1	金　15,145,000円

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	**（一棟の建物の表示）** 所在	広島市中区鶴見町４番地９	同左
	建物の名称	鶴見町マンション	
	（専有部分の建物の表示） 家屋番号	鶴見町４番９の１００１	
	建物の名称	１００１	
	種類	居宅	
	構造	鉄筋コンクリート造１階建	
	床面積	１０階部分　56.34㎡	
	（敷地権の目的である土地の表示） 土地の符号	1	
	所在及び地番	広島市中区鶴見町４番９	
	地目	宅地	
	地積	291.34㎡	
	（敷地権の表示） 土地の符号	1	
	敷地権の種類	所有権	
	敷地権の割合	126,381 分の　6222	

番号	特記事項
	特になし。

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等

位置・交通	「鶴見橋」バス停の南西方・直線距離約　１５０ｍ （別添「位置図」参照）	
付近の状況	共同住宅、マンション等が建ち並ぶ地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 商業地域 80% 800% 防火地域 宅地造成等工事規制区域 平和大通り地区地区計画（Ａ地区(高度利用)）
画地条件	規模 符号1　291.34 ㎡	間口　約　14　m 奥行　約　21　m 形状　長方形 接面状況　中間画地 その他　地勢ほぼ平坦
接面道路の状況	南側　約　8　m　舗装　市道　高低差　ほぼ等高	
土地の利用状況等	現状は対象物件を含む一棟の建物が存する。 隣地は共同住宅等。 目的外建物　なし。	
供給処理施設	上水道　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。 都市ガス　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　なし ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・ＬＰＧ等はこれに含まれない。 公共下水　接面道路の本管敷設　あり 本物件内への引込　あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。	
特記事項	特になし。	

2　建物の概況

（1）一棟の建物の概要

マンション名	鶴見町マンション
建物の用途	共同住宅　　（総戸数 19 戸）
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成 6 年 2 月 14 日 新築 経過年数：約 33 年 経済的残存耐用年数：約 27 年
構造	鉄筋コンクリート造10階建
仕様	屋根：陸屋根 外壁：タイル貼り等 その他：特になし
設備等	エレベーター：有　（1基） 駐車場：敷地内 3台、敷地外 0台 その他：特になし
建物の品等	使用資材 普通 施工 普通
管理の形態等	管理組合：有　鶴見町マンション管理組合 法人格 無 管理方式：委託管理 管理会社：株式会社第一ビルサービス 管理形態：管理人 有 管理人室 有 管理状況 日勤 （月・水・金曜日の午前9時30分から午後12時）
管理の状況	やや劣る
特記事項	・特になし。

（２）専有部分の概要

構　　造	鉄筋コンクリート造１階建
位　　置	10 階 （ 1001号室） 主要開口部の方位： 添付建物間取図のとおり
床 面 積	56.34 ㎡（登記面積）
間 取 り	２ＬＤＫ+Ｓ（添付建物間取図のとおり）
仕　　様	天　井：クロス貼等 床　：フローリング等 内　壁：クロス貼等 設　備：オール電化・給排水・衛生等 その他：特になし
保守管理の状態	普通
管 理 費 等	管　理　費：　10,900 円（月額） 修繕積立金：　23,950 円（月額） 滞　納　額：　有　令和8年3月分～8年9月分まで　293,071円
専有部分の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	特になし。

第５　評価額算出の過程

１　積算価格の試算

建物価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

（１）建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 （円／㎡） ア	専有面積 （㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ
380,000	56.34	0.33	7,065,000

ア　再調達原価：共用部分も考慮した、専有面積（登記面積）当りの単価とする。

イ　専有面積：　登記面積による。

ウ　現価率：

経過年数 a	経済的残存耐用年数 b	経済的全耐用年数 a＋b
33　年	27　年	60　年

残価率	観察減価
5　％	30　％

現価率＝〔残価率＋（１－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価）＝ 0.33

（２）敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 （円／㎡） ア	個別格差 イ	地積 （㎡） ウ	建付減価 エ	敷地権割合 オ	敷地権価格（円） ア×イ×ウ×エ×オ
560,000	1.00	291.34	1.00	0.049232	8,032,000

ア　標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員8m舗装市道に略等高接面する地積約300㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（広島中－１３）

公示価格等 （円／㎡） a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格（円／㎡） a×b×c×d
461,000	102／100	100／100	100／84	560,000

◇時点修正　：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差　：　街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ　個別格差：

略標準的	1.00
相乗積	1.00

ウ　地　　積：登記数量による。

エ　建付減価：必要なし。

オ　敷地権割合：

a	b	a ÷ b ＝ c	権利割合（d）	オ（c × d）
6,222	126,381	0.0492321	1.00	0.049232

（３）積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格(円) ア	敷地権価格(円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価修正 オ	積算価格(円) (ア＋イ)×ウ×エ×オ
7,065,000	8,032,000	1.20	1.10	1.00	19,928,000

ウ　価格補正：周辺類似のマンション取引水準等を斟酌して価格補正を行った。

エ　個別格差（階層・位置・品等程度）：

階層別格差	1.10
位置別格差	1.00
タイプ別格差	1.00
その他格差	1.00
相乗積	1.10

オ　占有減価修正:　　必要なし。

2　評価額の判定

積算価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

積算価格(円) ア	市場性修正 イ	競売市場修正 ウ	滞納管理費等相当額の減価 エ	評価額(円) ア×イ×ウ×エ
19,928,000	1.00	0.80	0.95	15,145,000

イ　市場性修正　　：　必要なし。

ウ　競売市場修正　　：　第２　評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

エ　滞納管理費等相当額の減価　：代金納付に至る間の管理費等の滞納相当額を減価前の価格で除した割合として控除する。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格（広島中－１３）

所　　在　：　中区平野町１２番２「平野町１２－１７」
価　　格　：　461,000円／㎡
位　　置　：　ＪＲ山陽本線「広島」駅 南西方 道路距離 約2,800ｍに位置する。
価格時点　：　令和8年1月1日
地　　積　：　986㎡
供給処理施設　：　ガス・水道・下水
接面街路　：　北西側６ｍ市道
用途指定等　：　近隣商業地域（建蔽率80％、容積率300％）
地域の概要　：　中高層マンションが建ち並ぶ川沿いの住宅地域

２　固定資産税評価額（令和8年度）

建物　　4,333,670　円　（１㎡当たり　65,256　円）、　課税床面積　　66.41　㎡

土地
符号１　　72,835,000　円　（１㎡当たり　250,000　円）、　課税地積　　291.34　㎡

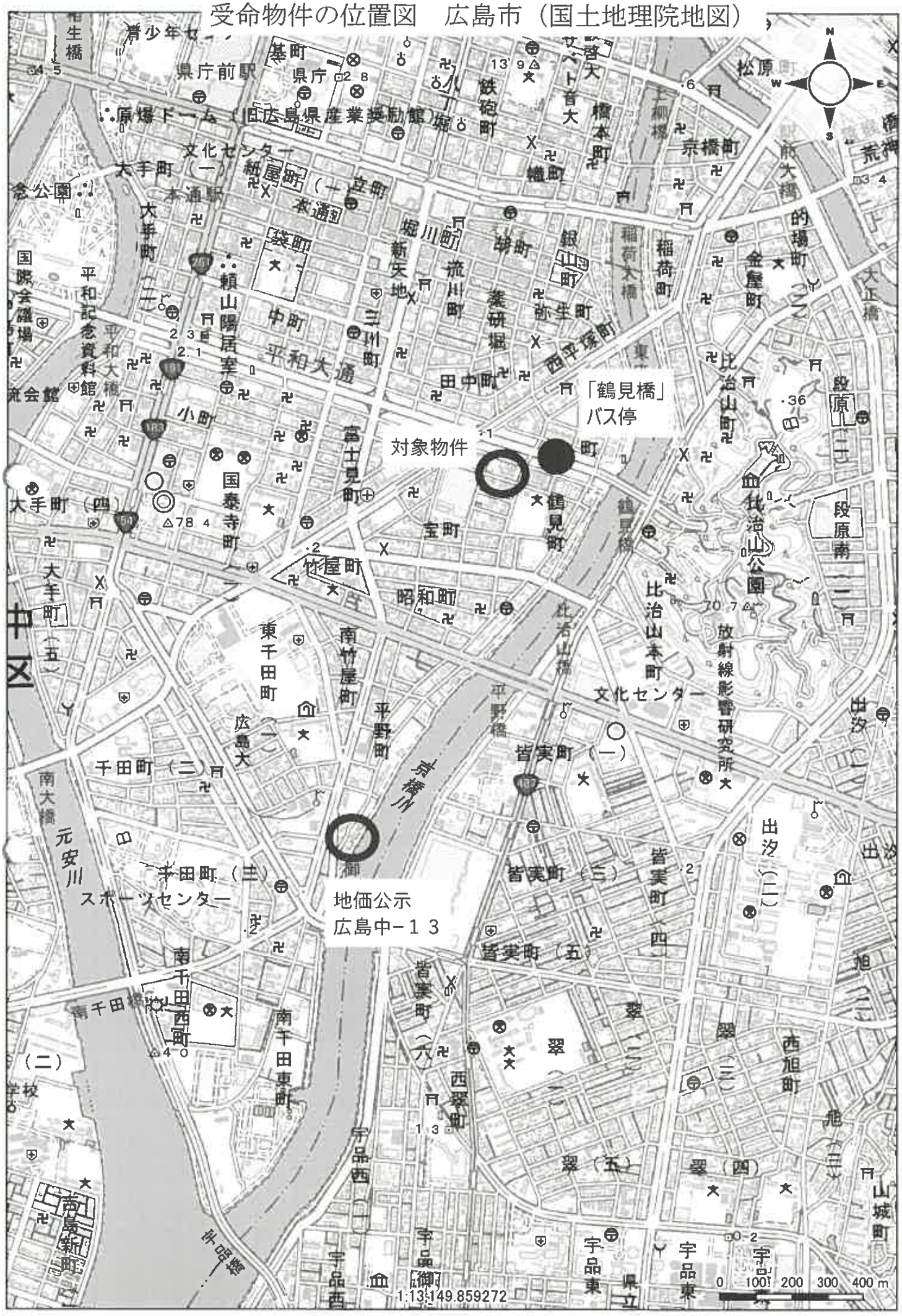
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

1　受命物件の位置図（広島市「国土地理院地図」縮尺１／10,000）
2　公図写し（法務局備付）
3　建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
4　建物間取図（見取図）

以　上

受命物件の位置図　広島市（国土地理院地図）







請求部分	所在	広島市中区鶴見町				地番	4番9		
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和45年2月14日			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

縮小　Ａ３→Ａ４

令和8年7月28日
広島法務局

地図整理番号：M09491　　登記官

(1/1)

登記年月日：平成6年2月23日

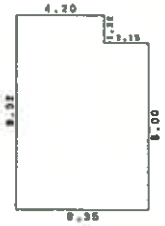
411117

各階平面図

家屋番号	鶴見町 4-9-1001
建物の所在	広島市中区鶴見町4番地9

建物図面
~~各階平面図~~

H6、2、23

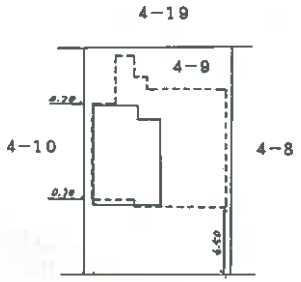


求積表

4.20 × 1.32 =	5.544000	
6.35 × 8.00 =	50.800000	
計	56.344000	

床面積　56.34㎡

物件1
（専有部分）



建物の存する部分　1階

作製者	土地家屋調査士	縮尺	1/250
申請人		縮尺	1/500

（広島県土地家屋調査士会用紙）

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年7月28日　広島法務局　登記官

地図整理番号：M09492

縮小　A3→A4

建物間取図（見取図）

